

現存の人・農地プランの区域の全部又は一部の区域であって既に実質化していると判断する地区

対象地区名	範囲※注1	区域内耕地面積 (ha)※注2	近い将来の農地の受け手①※注3		近い将来の農地の出し手②※注4		①及び②の面積合計(ha)※注5	備考
			中心経営体数	現状の経営面積合計(ha)	農業者数	現状の経営面積合計(ha)		
小行司地区	郷東集落、市明集落	37	1	27.3	4	0.9	28.2	
葛岡・城南・宿井・石の口・川西・瀬戸・西田布施地区	葛岡集落、瓜迫集落	28	3	12.5	11	4.6	17.1	
	宿井集落、時貞集落、石の口集落	38	2	20.6	16	6	26.6	
	川西集落、納所集落、瀬戸集落	43	5	19.4	39	12.6	32	
木地・御蔵戸地区	木地集落、御蔵戸集落	26	2	12.2	3	1.6	13.8	
西山・大田地区	西山集落、大田集落、潤田集落	31	3	15.8	11	1.8	17.6	
中西・大国木地区	中西集落、国木集落	44	3	22	23	5.9	27.9	
大波野上・大波野中・八和田地区	大波野上集落	25	1	13.2	11	2.6	15.8	

注1:「範囲」は、基盤整備を実施、もしくは集落営農法人等1集落1農場を概ね実現し、将来に渡って農地の受け手を明確にしている集落範囲とする。

注2:「区域内耕地面積」は、2015年農林業センサスを基にする。

注3:「近い将来の農地の受け手」の「現状の経営面積合計(ha)」には、対象地区内における中心経営体の現状の経営面積の合計を記載する。

注4:「近い将来の農地の出し手」の「現状の経営面積合計(ha)」には、対象地区内における中心経営体以外の農業者の現状の経営面積の合計を記載する。

注5:既に実質化しているか否かの判断基準は、「①及び②の面積合計」が「区域内耕地面積」の過半を占めることとする。